

養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施

確認事項

培養液の汚染の防止に必要な対策を実施していること

取組事項

汚染防止のために必要な対策を実施する。

解説

< 具体的な取組例 >

- ・ 水供給設備の保守管理，定期的に清掃をする。
- ・ 培養液を頻繁に取り替える。
- ・ 培養液を再利用する場合は，微生物，化学的汚染を低減するための処理をする。
- ・ 養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いを行う（肥料への異物混入防止措置，貯水タンクに蓋をする，作業者の手洗い等）。
- ・ 栽培終了後に洗浄，消毒を徹底する。
- ・ 水質検査による大腸菌不検出の確認を行う。

必要な書類（参考様式）

- ・ 生産工程チェックリスト（様式 12）
- ・ 水質検査結果の確認

養液栽培の場合、培地、栽培ベッド等の 汚染防止に必要な対策を実施

確認事項

培地、栽培ベッド等の汚染の防止に必要な対策を実施していること

取組事項

汚染防止のために必要な対策を実施する。

解説

<具体的な取組例>

- ・ 培地の保管場所は、小動物や昆虫の侵入を防止する処理を施す。
- ・ 有機質培地は、微生物汚染の可能性がある場合は、蒸気などで消毒する。
- ・ 栽培ベッド、培養液タンク、給排水管などは少なくとも年1回洗浄を行う。
- ・ 繰り返し使用する育苗トレーや定植パネルは栽培終了後、水洗い等を行い使用する又は、清潔な場所に保管する。

必要な書類（参考様式）

- ・ 生産履歴台帳（様式6）
- ・ 生産工程チェックリスト（様式12）
- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

生葉洗浄工程における，洗浄用器具，洗浄水による生葉の汚染防止を実施

確認事項

生葉洗浄工程における，洗浄用器具，洗浄水による生葉の汚染防止を実施していること

取組事項

汚染防止のために必要な対策を実施する。

解説

<具体的な取組例>

- ・ 降灰があった場合は茶園で摘採前洗浄機やスプリンクラー等でできるだけ除灰してから摘採する。
- ・ 洗浄用器具を清掃し，定期的にメンテナンスする。
- ・ 洗浄機は，食品許可用の潤滑油を使用する。
- ・ 洗浄に使用する水は，衛生的な水を使用する。

必要な書類（参考様式）

- ・ 生産履歴台帳（様式6）
- ・ 生産工程チェックリスト（様式12）
- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水 (排水中の栄養成分を含む) やそれに含まれる植物残さ, 廃棄物等の適切な管理

確認事項

- (1) 自らの農場からどのような排水がでているか確認し, 残さや廃棄物が水源に流れ込まないように対策を実施すること
- (2) (養液栽培) 培養液の排水は栄養分を極力少なくしてから排出するなど対策を実施すること

取組事項

- (1) 残さや廃棄物が水源に流れ込まないように対策を実施する。
- (2) 培養液の養分は極力植物に吸わせるなどの対応後に排水する。

解説

<具体的な取組例>

- ・ 泥や農産物の残さは定期的に除去し, 排水路が詰まったり, あふれ出したりしないように管理する。
- ・ 排水が水源に流れ込まないように排水枘, 沈殿槽を設置する。
- ・ 機械洗浄等の排水に関しても, 洗浄水が河川に流れ込まない場所に洗浄場所を変更するなど周囲を汚染するリスクがない場所を選ぶ。



図1 残さ除去の取組

農産物の残さが水路等を汚さないように, 残さを取り除くための措置を講じます。

出典: 国際水準 GAP ガイドライン (指導マニュアル)



図2 洗浄水・排水の取扱い

機械洗浄等の排水に関しても, 周囲を汚染するリスクがない場所を選びます。

必要な書類 (参考様式)

- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル (様式 13)

水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施

確認事項

水田から濁った水が、ほ場外に流出していないこと

取組事項

水田から濁った水がほ場外に流出しないように対策を実施する。

解説

<具体的な取組例>

- ・ 代かきは浅水の状態で行う。
- ・ あぜぬり，あぜシートを利用する。
- ・ 止水板を利用する。



図1 作業者への注意喚起

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

農産物取扱施設・設備の保守管理，点検，整備，清掃等の適切な管理に加え，有害生物（昆虫，小動物，鳥類，かび等）の侵入・発生防止対策，異物，有毒植物等の混入防止対策を実施

確認事項

農産物の取扱施設・設備の衛生管理を徹底し，有害生物等の侵入・発生防止対策を実施していること

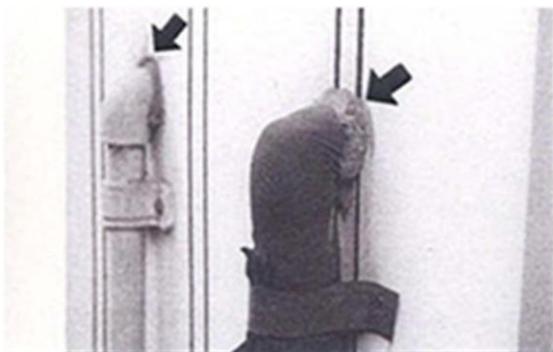
取組事項

発生しやすい有害生物を把握した上で，発生の未然防止に務めるとともに，万一，発生した場合は，発生源の特定，除去，侵入経路の閉鎖などの対策を講じる。

解説

<具体的な取組例>

- ・ どのような有害生物が侵入，発生しているか，発生源や侵入経路を調査し，発生源の除去，侵入路の閉鎖などの対策を講じる。
- ・ 有害生物の侵入や発生が確認された場合には，農産物の汚染を防止する方法で駆除する他，農産物に汚染が生じていないか確認する。
- ・ 有害生物の他に，農産物取扱施設・設備内において，小石，ガラス片，金属屑の異物や，有毒な雑草などの混入の可能性についても検討し，異物や雑草等の混入を防止する。



侵入路をパテで埋めたところ

図1 侵入防止対策例

出典：ねずみ駆除協議会資料

必要な書類（参考様式）

- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

荒茶の製造エリアは土足禁止，入場口には土足禁止を啓発する表示物の表示

確認事項

荒茶の製造エリアは土足禁止，入場口には土足禁止を啓発する表示物を表示すること

取組事項

製造エリア，入場口に土足禁止の表示をする。また，施設に入る際の履き替えの場所を設ける，専用の履き物を用意する，靴カバーを常備するなどの対策を行う。

解説

<具体的な取組例>

- ・ 荒茶製造エリアは異物や汚染源を持ち込まないため，土足での入場を禁止し，上履きを用意し履き替える。
- ・ 入場口に「土足厳禁」の表示を行う，朝礼等での指示をするなどしてルールを周知する。



図1 荒茶製造エリアへの土足禁止

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）
- ・ 作業者の衛生管理マニュアル（様式14）

喫煙・飲食場所の指定，農場内の農産物に共通する工程の確認等により，異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施

確認事項

喫煙・飲食は指定した場所で行うこと

取組事項

- (1) 喫煙や飲食は指定した場所で行う。
- (2) 喫煙や飲食後は，手洗い，着替え，衣服のローラーがけ，よくたたいて汚れを落とすなどの処理を必ず行い，喫煙や飲食による農産物への異物混入や汚染防止対策をする。

解 説



図1 作業場所での禁止事項（提供：栃木県）

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・ 作業者の衛生管理マニュアル（様式 14）

農産物を適切に保管, 貯蔵し, 調製・出荷作業場, 保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施

確認事項

- (1) 農産物の調整・出荷・保管・貯蔵に関わる施設の衛生管理を徹底すること
- (2) 農産物に適した温湿度を保つなど適切な環境で保管, 貯蔵していること

取組事項

- (1) 農産物が接触する可能性がある設備, 器具の使用前後の清掃を行う。農産物の保管場所に, 農産物を汚染する可能性がある資材 (農薬, 肥料等), 機械・器具 (トラクター, 農薬散布機器等) 等を置かない。
- (2) 農産物に適した温度と湿度を保ち, 天井・壁等に結露した水滴が農産物に付着しないようにする。

解説



図1 収穫した農産物の保管 (提供: 埼玉県)

収穫した農産物は, 遮熱シートで覆う, 直射日光が当たらない場所に速やかに移すなどにより, 高温とならないようにします。



図2 空調設備の管理 (提供: 埼玉県)

空調設備は結露しやすく, カビが繁殖します。定期的に点検, 清掃し, 汚染源にならないように管理します。

出典: 国際水準 GAP ガイドライン (指導マニュアル)

必要な書類 (参考様式)

- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル (様式 13)

食品安全

環境保全

労働安全

器具, 容器, 設備, 機械・装置及び運搬車両を把握し, 安全装備等の確認, 衛生管理, 使用前点検, 使用後の整備及び適切な管理を実施

確認事項

農作業に使用する設備, 機械・器具類は使用前後の点検及び定期的なメンテナンスを実施していること

取組事項

- (1) 使用している設備, 機械等について, 一覧表を作成し, 使用前後に安全装置を含めて必ず点検を行う。
- (2) 衛生状態, 安全装置, 接合部の緩み, オイル漏れがないこと等を確認するなど, 定期的なメンテナンスを行う。

解説

<具体的な取組例>

- ・ 機械の掃除や修理を行う場合は, 原則, 機械を停止させる。
- ・ 機械・装置等の使用後は, 適切に洗浄, 拭き取り等して衛生的に管理する。

必要な書類 (参考様式)

- ・ 設備・機械・運搬車両リスト (様式 26)
- ・ 保守点検表 (様式 27)